

日 薬 業 発 第 223 号
令 和 6 年 9 月 20 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品、「一般用医薬品の区分リスト
について」の一部改正及び医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、安全性に関する調査期間を経過した要指導医薬品については、原則として一般
用医薬品(第1類医薬品)に移行することとなっております。

今般、オキシメタゾリン・クロルフェニラミン(鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を
緩和することを目的とするものに限る。)について、安全性に関する調査期間が終了した
ことから、令和6年9月13日より要指導医薬品から一般用医薬品(第1類医薬品)に移行
することとなりました(別添1)。

また、第2類医薬品のリストに精製ヒアルロン酸ナトリウムが追加され、令和6年9
月16日から適用となります(別添2)。

医薬品の区分等表示は、適用日から1年間の経過措置が設けられます(別添3)。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
(令和6年9月12日付け事務連絡、厚生労働省医薬局医薬安全対策課)
2. 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
(令和6年9月13日付け事務連絡、厚生労働省医薬局医薬安全対策課)
3. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
(令和6年9月13日付け医薬監麻発0913第3号、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対
策課長)

別添1

事務連絡
令和6年9月12日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長宛てに通知したのでお知らせします。



医薬安発 0912 第 1 号
令和 6 年 9 月 12 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品のうち、下記 1. の医薬品については、令和 6 年 9 月 12 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める期間を満了し、同年 9 月 13 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第 1 類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 288 号。以下「改正告示」という。）が本日告示されました。

当該医薬品が要指導医薬品から第 1 類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしく願います。

なお、本通知の写しを別記の各関係団体宛に発出することとしているので申し添えます。

記

1. 要指導医薬品から第 1 類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第 1 類医薬品となる日
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン(鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。)	令和 6 年 9 月 13 日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五

項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中から「オキシメタゾリン・クロルフェニラミン（鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。）」を削除する。

事務連絡
令和6年9月13日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛てに通知したのであてに通知しましたので、御了知のうえ周知方御配慮願います。



医薬安発 0913 第1号
令和6年9月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第291号）が令和6年9月13日に告示されました。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添1のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添2のとおり作成しました。改正の概要は下記のとおりです。貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしく申し上げます。

また、第一類医薬品から第二類医薬品に移行する医薬品について、引き続き適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしく申し上げます。

記

1. 改正概要

精製ヒアルロン酸ナトリウムが第二類医薬品に指定されたことに伴い、通知別紙2に精製ヒアルロン酸ナトリウムを追加する。

2. 適用期日

令和6年9月16日（月）

※別添2省略

別添 1

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別紙2 第二类医薬品 (1)～(3) (略) (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、 その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤			別紙2 第二类医薬品 (1)～(3) (略) (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、 その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤		
○無機薬品及び有機薬品			○無機薬品及び有機薬品		
	告示名	別名等		告示名	別名等
1～123	(略)		1～123	(略)	
<u>124</u>	<u>精製ヒアルロン酸ナトリウム</u>		(新設)		
<u>125～271</u>	(略)		<u>124～270</u>	(略)	
○生薬及び動植物成分 (略) (5) (略)			○生薬及び動植物成分 (略) (5) (略)		

別添3

医薬監麻発 0913 第 3 号
令和 6 年 9 月 13 日

公益社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長



医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。



医薬監麻発 0913 第 1 号
令和 6 年 9 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 289 号。以下「経過措置告示」という。）が令和 6 年 9 月 12 日に告示され、令和 6 年 9 月 16 日より適用されます（オキシメタゾリン・クロルフェニラミンは告示日から適用）。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	令和 6 年 9 月 16 日
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	令和 6 年 9 月 13 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
精製ヒアルロン酸ナトリウム	第1類医薬品	第2類医薬品	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（令和6年9月13日医薬安発0913第1号）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	要指導医薬品	第1類医薬品	「要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について」（令和6年9月12日医薬安発0912第1号）